

第 452 回定例研究報告会

2025 年 12 月 19 日

2026 年の気候変動政策の課題—揺らぐ建前、迫る GX ETS—

＜報告要旨＞

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所
環境ユニット 気候変動グループ
主任研究員 清水 透

2026 年の展望

1. 気候変動政策は現実的な政策への移行が顕在化、特に先進国では、エネルギー安全保障と産業競争力を重視した政策への転換が進むと見込まれる。
2. 国連気候変動枠組条約第 31 回締約国会議 (COP30) において、事務局が 113 国の「国が決定する貢献 (NDC)」を分析した結果を公表、2035 年時点の世界の温室効果ガス (GHG) 排出は 2019 年比 12% 減に留まると試算された。パリ協定の 1.5°C 目標実現に整合する 2035 年 60% 削減には程遠い。
3. 米国、欧州、中国など主要国の気候変動対策の取り組み状況は一様ではない。米国、欧州が停滞する一方で、中国等ではカーボンプライシングの取組が伸長している。

各国動向：

米国

4. 2025 年 1 月にパリ協定からの離脱を正式表明し、2026 年 1 月に離脱予定。COP30 には連邦政府として公式代表団を派遣しなかった。
5. 米国環境保護庁(EPA)は、温室効果ガスが公衆衛生及び社会的厚生を危険にさらすとして、2009 年に行われた危険性認定を取り消す改正案を発表。火力発電所に対する炭素排出規制、温室効果ガス報告プログラムの撤廃提案など、主要な環境規制が後退した。
6. トランプ政権下での One Big Beautiful Bill Act の成立により、前政権による Inflation Reduction Act で導入された大型税額控除は段階的縮小・終了に向かう。一方、CCS/CCU 支援は、石油増進回収等の税額控除額を引き上げて残された。
7. こうした環境規制の見直しは、発電事業者・金融機関・石油ガス企業等から投資判断の不確実性を高めるとの指摘がある。
8. 2026 年の米国中間選挙は、トランプ政権下での気候変動政策の持続性を左右する可能性もある。

欧州

9. 2040 年の排出削減目標を欧州気候法として採択するための政治プロセスが続く。2025 年 7 月、欧州委員会が 2040 年に 1990 年比 90% 削減を提案したが加盟国間の意見の隔たりは埋まらず、COP30 に間に合わなかった。12 月、欧州議会及び EU 加盟国間で暫定合意に達した。
10. ドラギレポート（2024 年 9 月）を契機として、欧州は産業競争力の再構築を重要政策として位置付けており、2025 年 2 月の「Clean Industrial Deal」では、脱炭素と産業競争力を同時に追求する枠組みが示された。また、炭素国境調整メカニズム、企業サステナビリティ報告指令等の環境規制の簡素化策が相次いで採択された。

中国

11. COP30 前に、「排出ピーク年から 7~10% 削減」という新たな絶対量目標を含む NDC 改定版を提出した。従来の CO₂ 原単位目標中心からの転換を示唆している。
12. 第 14 次五か年計画では、エネルギー原単位 13.5% 減、CO₂ 原単位 18% 減の目標を掲げている。目標達成は困難との見方から対策を強化、これにより目標に近い水準に達する可能性もある。
13. 2026 年から始まる第 15 次五か年計画では、省・市レベルで補助的に排出総量目標を導入予定、ETS の対象となる主要セクター（発電・鉄鋼・セメント・アルミ）はベンチマークによる割当が継続される。

東・東南アジア

14. ETS と炭素税の導入が加速している。韓国は 2015 年、中国は 2021 年に ETS を開始。インドネシアは 2023 年に石炭火力向け ETS と税を開始、ベトナムは 2025 年からパイロット ETS 開始、2029 年本格稼働を予定。タイやマレーシアでも ETS 導入の検討が進む。
15. さらに、AZEC では排出量算定の高度化、パリ協定 6 条に沿った「質の高い炭素市場」構築に関する議論が進み、ASEAN 地域での制度基盤整備が進む見通しである。

国内動向

16. 第 7 次エネルギー基本計画に基づき、2035 年（2013 年比 60% 減）、2040 年（同 73% 減）が新 NDC として国連に提出された。
17. GX 推進法の改正により、2026 年 4 月に義務的制度として GX-ETS が本格稼働する。排出量取引制度小委員会では、割当方法等の制度詳細の中間整理が行われた。
18. 製造業・発電・運輸の 21 ベンチマークが策定された。2027 年 4 月以降に排出量報告、無償割当申請という実際の手続きが開始される。2026 年以降、

GX-ETS の価格安定措置（上限・下限価格）が実際にどのように機能するか、企業行動や排出削減投資への影響が注目点となる。

- 19.国際的な気候変動政策が後退する中、日本では法定制度としての ETS が進む。企業にとっては「国内での排出削減行動が不可避」となる転換点を迎える。

以上

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp